

第8回 不完全な意思表示(2)－94条2項類推適用論／錯誤(1)

2005/05/09

松岡 久和

【94条2項の類推適用】（E116-117頁、佐132-139頁）

Case15 YはAから建物と掛け軸を購入し、建物の移転登記を具備し、掛け軸の占有を取得した。Yは建物も掛け軸もAの所有物であることを過失なく信じていたが、実際には、建物も掛け軸もXの所有物であった。XがYに対して、建物所有権の移転登記を抹消し、建物・掛け軸を返還するよう求めた。次の場合、Xの請求は認められるか。

- ① Aが建物所有権移転登記に必要な書類や掛け軸をXから盗んだ場合。
- ② XがAと通じて建物・掛け軸の売買契約を仮装した場合。
- ③ 建物も掛け軸もXがBから購入した物であるが、建物はAの知らない間にA名義で建物の所有権取得の登記を行い、掛け軸はAに預けておいたところ、Aが登記名義や占有があるのを奇貨として、両方をYに売却した場合。

1 94条2項類推適用論の必要性

- ・日本法は不動産取引に関して**公信力**の規定を欠く。
公信力：権利関係を推断させる外形的事実を信頼して取引した者に対し、権利が存在した場合と同様に権利取得を認める公示の効力。動産では、192条があるが、盗品遺失物には例外が設けられている（193条参照）。
- ・登記公信力不採用の理由
(a) 取引頻度（物的信頼関係の未成熟）、(b) 家財産の保護の優越、(c) 対抗要件主義、(d) 形式的審査主義、(e) 登記慣行の未定着

2 94条2項類推適用の最初の形態－外形自己作出型（意思外形対応型その1）

- ・③ではX A間に「通謀」を欠くため94条の「適用」はできない。
※もっとも1項が適用されなくても契約関係が外形としても存在しない以上、Aは所有権を取得する理由がなく、登記も無効である。
- ・③でも、X A間に了解があれば、登記がB→Aと移転されていても「通謀」虚偽表示と評価でき、94条の適用が可能。

判例 判57（A名義登記Xが同意していたにすぎない場合に94条2項を類推適用）

- ・しかし、③の場合の真の権利者Xの帰責性と第三者Yの要保護性は②と変わりがなく、Aの関与の仕方はXYの利益の衡量にとって意味がない。
→「通謀」要件が充たされなくても善意のYを勝たせて良い。

判例 判61（登記名義を借用した息子に裏切られた事例）

3 94条2項類推適用のさらなる拡張①－他人外形作出型（意思外形対応型その2）

Case16 X所有の建物を同居中の愛人AがXの知らない間にA名義に変えた。Xはそれに気づいて当初はAに登記名義を元に戻すよう求めたが、その後Aと婚姻することになったことなどから、長年、そのままにしておいた。さらに、XはA名義のままで抵当権

を設定して銀行から融資を受けるなどA名義の登記を利用した。しかし、Xとの関係が破綻するに至って、Aは自己の登記名義を奇貨として、建物をYに売却してしまった。

- ・積極的な虚偽外形作出から消極的な虚偽外觀容認への拡張

判例 百22＝判58（上記Case16相当の事例）

最判昭和48年6月28日民集27巻6号724頁（役所が誤って登録した夫A名義の固定資産税台帳名義を知らずながらAの名前で約8年間固定資産税を払い続けていた妻Xは、虚偽の外觀を明示または黙示に承認していたものであり、Aの債権者Yが行った差し押さえに対して、Aが所有権を有しないことをもって対抗できない）。

批判 固定資産税台帳は信頼の基礎となる外形ではない。

X Aは夫婦で家計を同じくする以上、台帳名義を訂正しても税金の支払いは免れないので、放置して税金を払い続けていてもXには帰責性はない。

- ・帰責性が認められる限界－放置していたことが帰責事由とならないとの傾向。

判例 最判平成15年6月13日判時1831号99頁（地目変更等のための登記済証・白紙委任状の交付だけでは、不実登記の作出・放置の帰責性がない可能性がある）。

- ・第三者の主観的要件

判例：無過失不要説

多数説：無過失必要説（本来的適用にも必要とする考え方 or 帰責性要件緩和との相関関係で保護事由を厳格化する考え方）

4 94条2項類推適用のさらなる拡張②－意思外形非対応型

Case17 XはAに依頼されて、実態もないのに本件土地をAが買い受ける予約をしたことにして、売買予約に基づくA名義の仮登記をすることに同意した。ところが、AはXの委任状を偽造するなどして、仮登記を勝手に所有権を取得したという本登記になおしたうえで、事情を知らないYに売却した。XはYの移転登記の抹消を求めうるか。

4-1 過大な外形作出事例

判例 判59（「民法94条2項、同110条の法意に照らし」善意・無過失の第三者に登記の無効を対抗できない）

4-2 過小な外形作出事例

判例 百23＝判60（二重譲渡の第一買主Yが売主Aに仮登記をする書類だと欺かれて抵当権登記と代物弁済予約に基づく所有権移転請求権の仮登記を司法書士に依頼。第二買主Bからの転得者Xが、Yを仮登記担保権者だと誤信し、移転登記後、弁済の提供をして登記の抹消を請求。前記4-1の判例を踏襲）

※Yの帰責性の点にもやや問題を残す事例。

【参考文献】

中舎寛樹「4-3 日本民法の展開(3)判例の法形成——無権利者からの不動産の取得」
広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年I』397頁以下（1998年）

【錯誤の意義と種類】 (E116-118頁、佐140-145頁)

Case18 次の場合、YはXに対して、錯誤無効の主張ができるか。

① Yは鉛筆100本の購入を希望してXに注文書を送ったが、注文書のフォームの単位が本でなくグロスになっていたのを見落とし、144,000本の鉛筆と請求書が届いた。

② Yは『民法総則』を購入するつもりで誤って隣に置いてあった同じ著者の『債権総論』をX書店のレジに差し出し、帰宅してから間違いに気づいた。

③ Yは鉛筆100ダースの購入を希望してXに注文書を送ったが、単位のグロスがダースと同義だと誤信していたところ、1200ダースの鉛筆と請求書が届いた。

④ Yは1万香港ドルでXが入手した商品の購入を希望し、香港ドルと米ドルの交換レートが等しいものと誤解し、1万2千米ドルの代金でその商品を買う契約をした。

⑤ Yは取引先のK大学から鉛筆100グロスの注文があったものと思い、Xに100グロスを注文したが、K大学からの注文量は100ダースであった。

⑥ Yは前に買った『民法総則』を友人Aに貸していたのを忘れて、どうしても見つからないので、X書店からもう一冊購入したが、Aが返してきたので2冊も要らない。

1 錯誤の意義 (伝統的な二元説的錯誤論)

- ・表示 (行為) から推断される効果意思と実際の効果意思が対応しておらず、そのことを表意者が気づかないこと (表示と意思の不一致)。

2 錯誤の処遇

- ・法律行為の要素に錯誤があり、表意者に重過失がない場合には、無効 (95条)。

3 錯誤の種類と処遇振り分けの出発点

- (表示錯誤)
 - 表示行為の錯誤
 - 表示上の錯誤 …… 言い違い・書き損ない・聞き損ない等
 - 例 ①②のほか、東京高決昭和60年10月25日判時1181号104頁 (一桁多い入札)、判49 (担保対象たる土地の取り違え) など。
 - 表示内容の錯誤 …… 表示に対する意味づけの誤り
 - 例 ③④など
 - 動機 (縁由) の錯誤 …… 表示行為以外の意思の形成過程での誤解
 - 例 ⑤⑥のほか、百17 (連帯保証人がほかにいることを誤信した連帯保証契約)、判46 (抵当目的物の価額を誤って与信)、判47 (別訴での勝訴判決を知らずにした和解)、判48 (譲渡所得税がかかることを知らずに行った協議離婚時の財産分与)、判51 (受胎した良馬と誤信して購入)、判52 (代物弁済の対象を特選金菊印苺ジャムと誤解して和解) など。

- ・区別の意味: 表示錯誤は無効。動機の錯誤は原則不顧慮 (=95条不適用)。

← 理論的根拠: 表示に対応する意思が存在しているか否かの違い。

(錯誤の意思欠缺→無効という構成)

← 実践的根拠: 千差万別の動機の顧慮は相手方にとって著しい脅威
動機段階での錯誤は表意者が負担すべき危険

※特定物の性状の錯誤は、伝統的な考え方 (特定物のドグマ) では動機錯誤。

【錯誤無効の要件】（E119-120頁、佐145-154頁）

1 「法律行為の要素」に錯誤があること

- ・趣旨；些細な点を口実にする契約の拘束力逃れを認めないための歯止め。
- ・法律行為の要素＝法律行為の重要な内容（＝本質的な部分）に関する錯誤であること。
- ・法律行為の要素に該当するか否かの一般的基準
 - ①因果関係：錯誤がなかったら表意者がそのような意思表示をしないだろうこと
 - ②客観的重要性：通常人が表意者の立場に立っても、錯誤がなかったら表意者がそのような意思表示をしないだろうという重要な錯誤であること

要素の錯誤と契約類型

- ・売買契約の場合 肯定傾向：目的物・代金額 ~~＝両者の価値の均衡~~
否定傾向：売主の同一性。現実売買での買主の同一性
- ・消費貸借契約の場合 肯定傾向：元本額・利率・弁済期・借主（の信用度＝資力）・担保の有無
否定傾向：貸主の同一性
- ・委任契約の場合 肯定傾向：委任事務の内容・報酬の有無・契約当事者の同一性

2 表意者に重過失がないこと（95条ただし書）

- ・重大な過失のある者は保護に値しない。軽過失は問わない。
←錯誤者には多かれ少なかれ過失があり、これを問題にすれば95条本文が無意味。

裁判例 東京地判昭和46年5月20日判時643号53頁（薬局開設の要件である距離制限規制を知らながら目測で要件が充たされると判断して土地を賃借した例）

- ・表意者に専門知識や高い理解能力がある場合には重過失とされやすいが問題もある。
※表示錯誤（Case18の③④）では重過失とされやすい（電子消費者契約法3条は例外）。
- ・表意者に重過失があることについて、相手方が主張・立証責任を負う。
- ・相手方が表意者の錯誤を知っている場合や**共通錯誤**では重過失は問うべきでない。
←相手方に表示に対する信頼がない。共通錯誤では、両当事者が望まない契約に縛られるという不当な結果となる。

【錯誤の効果】（E120-121頁、佐145-149頁）

1 取消的無効

- ・相手方や第三者は錯誤無効を主張できない（**相対的無効**とも）。
←①表意者保護の制度趣旨、②リスク転嫁による投機行為の禁止

判例 判49（錯誤した土地の買主から建物収去・土地明渡し請求を受けた同地の賃借人）
百18（贋作の転買主は買主が錯誤を認めている場合、買主の錯誤を主張できるとするが、債権者代位権の行使として純化すればよいのではなからうか）

2 善意の相手方に対する錯誤者の信頼損害賠償義務（有力説）

- ・ドイツ民法の規定にならうが、それとは異なって錯誤者には過失を要する。

※ことば 信頼利益と履行利益

；清算の方向性の違い。履行利益は有効な契約が約束通り実現していたら得られた利益（たとえば目的物の転売利益・利用利益）、信頼利益は契約がなかった状態に戻す方向での清算で、契約の有効性を信じて無駄になった目的物用の倉庫費用や代金支払いのための借入金の利息など。